

本資料は次回の専門部会にもご持参ください。

愛媛地方最低賃金審議会

愛媛県特定最低賃金合同専門部会資料

令和2年10月2日

愛媛労働局労働基準部賃金室

愛媛地方最低賃金審議会愛媛県特定最低賃金合同専門部会

資料目次

令和2年10月2日

1	愛媛地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	1
2	愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程	3
3	愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	5
4	令和2年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
(1)	専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について	7
(2)	実地視察及びヒアリングについて	9
5	令和2年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過	11
6	特定最低賃金に関する審議について	
(1)	特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表	13
(2)	愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写)	15
(3)	愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)(写)	17
(4)	最低賃金の改正決定について(諮問)(写)	19
7	令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	21
8	全国の地域別最低賃金一覧表及び時間額グラフ	25
9	各都道府県において決定されている特定最低賃金一覧	29
10	令和2年賃金改定状況調査結果	33
11	令和2年春季賃上げ関係資料	
(1)	厚生労働省 Press Release 令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(令和2年8月14日付け)	43
(2)	第1表 令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況	44
(3)	第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移	45
12	経済関係資料	
(1)	愛媛の経済指標	47

別冊資料

- ・第185回全国企業短期経済観測調査(愛媛県分)(2020年7月1日 日本銀行松山支店)
- ・愛媛県内経済概況(令和2年7月 財務省松山財務事務所)
- ・愛媛県金融経済概況(2020年9月8日 日本銀行松山支店)

愛媛地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿

(令和2年9月1日任命)

専門部会名	代表区分	氏名	職名等
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会	公益代表	泉 日出男 小田 敬美 篠浦 公二	国立大学法人愛媛大学教授 国立大学法人愛媛大学教授 株式会社愛媛新聞社元論説委員長
	労働者代表	菊川 泰 西 貴志 由良 芳雄	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長 愛媛製紙労働組合執行委員長 丸住製紙新労働組合執行委員長
	使用者代表	石村 和博 須永 淳 森川 隆	愛媛パルプ協同組合管理部部长 大王製紙株式会社生産本部労務部部长 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会専務理事
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会	公益代表	井上 雄基 武井 奈保子 宮谷 しのぶ	弁護士 弁護士 特定社会保険労務士
	労働者代表	菊川 泰 立石 則和 吉川 亮	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長 JAM四国愛媛地区協議会特別役員 JAM井関農機労働組合松山支部副支部長
	使用者代表	池田 光彦 井上 広光 西岡 圭	井関農機株式会社松山総務部部长 株式会社ユタカ管理部部长 株式会社西岡鉄工所代表取締役
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	公益代表	泉 日出男 武井 奈保子 宮谷 しのぶ	国立大学法人愛媛大学教授 弁護士 特定社会保険労務士
	労働者代表	芥川 正 越智 俊盛 上甲 章史	東芝ライテックユニオン今治支部執行委員長 ルネサスグループ労働組合連合会西条地区支部地区支部長 電機連合西四国地方協議会事務局長
	使用者代表	大下 和也 菅 由美子 中村 幸男	PHCホールディングス株式会社人事部糖尿病マネジメントドメインHRBP室室長 三浦工業株式会社人事部部次長 東芝ライテック株式会社今治事業所総務部今治総務担当グループ長
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会	公益代表	井上 雄基 篠浦 公二 宮谷 しのぶ	弁護士 株式会社愛媛新聞社元論説委員長 特定社会保険労務士
	労働者代表	白石 浩司 神野 祐一 渡部 崇	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副事務局長 住友重機械労働組合連合会愛媛地方本部執行委員長 今治造船労働組合今治支部執行委員長
	使用者代表	小池 久志 神子田 和浩 森 克司	浅川造船株式会社総務部長 今治造船株式会社今治人事総務グループグループ長 株式会社新来島どっく常務執行役員総務部長
愛媛県各種商品小売業最低賃金専門部会	公益代表	井上 雄基 小田 敬美 武井 奈保子	弁護士 国立大学法人愛媛大学教授 弁護士
	労働者代表	菅 勝幸 高松 知弘 富永 篤	UAゼンセン愛媛県支部長 いよてつ高島屋労働組合書記長 フジユニオン中央書記長
	使用者代表	大西 宏昭 近藤 良一 中西 信将	愛媛県経営者協会専務理事 株式会社松山三越取締役総務部長 株式会社フジ人事総務部次長兼労務政策課長

(注1) 各側委員の掲載順は、50音順です。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程

昭和34年7月10日

改正 平成17年3月 8日

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中

立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

平成13年5月8日

改正 平成18年3月8日

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等(以下「審議会等」という。)の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようにするとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前

までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

令和2年6月30日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の 必要性の審議について

令和2年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の
必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回(実地視察及びヒアリングを除く。)を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会(本審)で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

令和2年6月30日

実地視察及びヒアリングについて

令和2年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

令和2年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数(通算)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
本 審	02.6.30 [3] 運営申し合わせ(令第6条第5項適用)地賃改正(諮問)	02.07.16 [4] 特定最賃改正必要性の有無(諮問)オプザーバーの名について	02.07.28 [6] 地賃改正目安伝達地賃関係労働者意見聴取 特定最賃改正必要性の有無(審議)、オプザーバー意見聴取	02.08.05 [10] 地賃専門部会報告	02.08.07 [11] 地賃専門部会報告 特定最賃改正必要性の有無(答申) 特定最賃改正(諮問)	02.08.25 [12] 地賃改正の異議(諮問・審議・答申) 地賃専門部会廃止			
回 数	1	2	3	4					
公益委員会	02.07.28 [5] 愛媛県最低賃金の審議について	01.12.09 審議の総括と問題点について	02.08.05						
公労委員会	02.06.25 [1] 審議会の運営について								
公使委員会	02.06.25 [2] 審議会の運営について								
全員協議会									
地賃専門部会	02.07.28 [7] 部会長・部会長代理の選出 資料説明 金額審議	02.08.03 [8] 金額審議	02.08.05 [9] 金額審議	02.08.07 [11] 金額審議 合意 答申(6-5適用)					
紙パ専門部会	02.10.02 [13] 特定最賃合同専門部会 部会長・部会長代理の選出 日程調整								
はん用専門部会									
電機専門部会									
船舶専門部会									
各商専門部会									

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和2年7月3日形式審査時

受付日	申出代表者		適用使用者数	申出産業の労働者数	適用除外労働者数	申出産業の基礎的労働者数（A）	申出人が代表する基礎的労働者数（B）	B/A（％）	添付書類等	申し出のケース別	改正・新設の別	その他
	申出産業	執行委員長 由良 芳雄										
7月3日	丸住製紙新労働組合	パルプ、紙製造業	17	3,096	365	2,731	1,232	45.1%	有	公正競争	改正	
	執行委員長 由良 芳雄											
		E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)										
7月2日	JAM四国愛媛地区協議会	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	418	12,129	1,212	10,917	3,287	30.1%	有	労働協約	改正	
	立石 則和											
		E25, E26, E27 (E273～E276を除く)										
6月5日	電機連合西四国地方協議会	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	52	4,436	1,157	3,279	1,780	54.3%	有	労働協約	改正	
	事務局長 上甲 草史											
		E28, E29 (E291・E292を除く), E30										
7月1日	愛媛県造船産業最低賃金連絡会	船舶製造・修理業、船用機関製造業	211	5,417	509	4,908	2,419	49.3%	有	公正競争	改正	
	会長 渡部 崇											
		E310, E313										
6月25日	U A センセン愛媛県支部	各種商品小売業	32	4,367	113	4,254	3,360	79.0%	有	公正競争	改正	
	支部長 菅 勝幸											
		I56										

注1 欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
 注2 欄は、当該産業の労働者に、令和元年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外者数を加味して算定した。

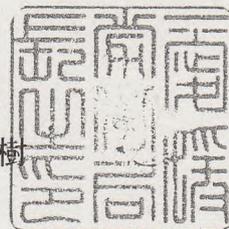


愛媛労発基 0716 第 1 号
令和 2 年 7 月 16 日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 小田 敬美 殿

愛媛労働局長
縄田 英樹



愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

下表右欄の日付をもって、下表中欄の申出代表者から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下表左欄の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

件 名	申出代表者	申出年月日
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金 (平成20年愛媛労働局最低賃金公示第5号)	丸住製紙新労働組合 執行委員長 由良 芳雄	令和2年 7月3日
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (平成20年愛媛労働局最低賃金公示第2号)	JAM四国愛媛地区協議会 立石 則和	令和2年 7月2日
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成20年愛媛労働局最低賃金公示第3号)	電機連合西四国地方協議会 事務局長 上甲 章史	令和2年 6月5日
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (平成20年愛媛労働局最低賃金公示第6号)	愛媛県造船産業最低賃金連絡会 会 長 渡部 崇	令和2年 7月1日
愛媛県各種商品小売業最低賃金 (平成20年愛媛労働局最低賃金公示第4号)	UAゼンセン愛媛県支部 支 部 長 菅 勝幸	令和2年 6月25日



愛媛賃審発第 2370 号

令和 2 年 8 月 7 日

愛媛労働局長
縄田英樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田 敬美



愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 2 年 7 月 16 日付け愛媛労発基 0716 第 1 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記業種に係る愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

最低賃金の件名	必要性の有無
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県各種商品小売業最低賃金	改正決定することを必要と認める



愛媛労発基 0807 第 1 号
令和 2 年 8 月 7 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田 敬美 殿

愛媛労働局長
縄田 英樹



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名等	
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 5 号
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 2 号
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 3 号
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 6 号
愛媛県各種商品小売業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 4 号

令和2年度答申要旨の公示日別最短期間発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和2年8月

15日	1営業日	7営業日	官報公示	30日	発効
答申(要旨公示)	異議申出締切	官総持込	官報公示	官報公示	
8月1日(土)	8月17日(月)	8月18日(火)	8月27日(木)	8月27日(木)	9月26日(土)
8月2日(日)	8月17日(月)	8月18日(火)	8月27日(木)	8月27日(木)	9月28日(土)
8月3日(月)	8月18日(火)	8月19日(水)	8月28日(金)	8月28日(金)	9月27日(日)
8月4日(火)	8月19日(水)	8月20日(木)	8月31日(月)	8月31日(月)	9月30日(水)
8月5日(水)	8月20日(木)	8月21日(金)	9月1日(火)	9月1日(火)	10月1日(木)
8月6日(木)	8月21日(金)	8月24日(月)	9月2日(水)	9月2日(水)	10月2日(金)
8月7日(金)	8月24日(月)	8月25日(火)	9月3日(木)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月8日(土)	8月24日(月)	8月25日(火)	9月3日(木)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月9日(日)	8月24日(月)	8月25日(火)	9月3日(木)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月10日(月)	8月25日(火)	8月26日(水)	9月4日(金)	9月4日(金)	10月4日(日)
8月11日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)	9月7日(月)	9月7日(月)	10月7日(水)
8月12日(水)	8月27日(木)	8月28日(金)	9月8日(火)	9月8日(火)	10月8日(木)
8月13日(木)	8月28日(金)	8月31日(月)	9月9日(水)	9月9日(水)	10月9日(金)
8月14日(金)	8月31日(月)	9月1日(火)	9月10日(木)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月15日(土)	8月31日(月)	9月1日(火)	9月10日(木)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月16日(日)	8月31日(月)	9月1日(火)	9月10日(木)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月17日(月)	9月1日(火)	9月2日(水)	9月11日(金)	9月11日(金)	10月11日(日)
8月18日(火)	9月2日(水)	9月3日(木)	9月14日(月)	9月14日(月)	10月14日(水)
8月19日(水)	9月3日(木)	9月4日(金)	9月15日(火)	9月15日(火)	10月15日(木)
8月20日(木)	9月4日(金)	9月7日(月)	9月16日(水)	9月16日(水)	10月16日(金)
8月21日(金)	9月7日(月)	9月8日(火)	9月17日(木)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月22日(土)	9月7日(月)	9月8日(火)	9月17日(木)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月23日(日)	9月7日(月)	9月8日(火)	9月17日(木)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月24日(月)	9月8日(火)	9月9日(水)	9月18日(金)	9月18日(金)	10月18日(日)
8月25日(火)	9月9日(水)	9月10日(木)	9月23日(水)	9月23日(水)	10月23日(金)
8月26日(水)	9月10日(木)	9月11日(金)	9月24日(木)	9月24日(木)	10月24日(土)
8月27日(木)	9月11日(金)	9月14日(月)	9月25日(金)	9月25日(金)	10月25日(日)
8月28日(金)	9月14日(月)	9月15日(火)	9月28日(月)	9月28日(月)	10月28日(水)
8月29日(土)	9月14日(月)	9月15日(火)	9月28日(月)	9月28日(月)	10月28日(水)
8月30日(日)	9月14日(月)	9月15日(火)	9月28日(月)	9月28日(月)	10月28日(水)
8月31日(月)	9月15日(火)	9月16日(水)	9月29日(火)	9月29日(火)	10月29日(木)

令和2年9月

15日	1営業日	7営業日	官報公示	30日	発効
答申(要旨公示)	異議申出締切	官総持込	官報公示	官報公示	
9月1日(火)	9月16日(水)	9月17日(木)	9月30日(水)	9月30日(水)	10月30日(金)
9月2日(水)	9月17日(木)	9月18日(金)	10月1日(木)	10月1日(木)	10月31日(土)
9月3日(木)	9月18日(金)	9月23日(水)	10月2日(金)	10月2日(金)	11月1日(日)
9月4日(金)	9月23日(水)	9月24日(木)	10月5日(月)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月5日(土)	9月23日(水)	9月24日(木)	10月5日(月)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月6日(日)	9月23日(水)	9月24日(木)	10月5日(月)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月7日(月)	9月23日(水)	9月24日(木)	10月5日(月)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月8日(火)	9月23日(水)	9月24日(木)	10月5日(月)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月9日(水)	9月24日(木)	9月25日(金)	10月6日(火)	10月6日(火)	11月5日(木)
9月10日(木)	9月25日(金)	9月28日(月)	10月7日(水)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月11日(金)	9月28日(月)	9月29日(火)	10月8日(木)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月12日(土)	9月28日(月)	9月29日(火)	10月8日(木)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月13日(日)	9月28日(月)	9月29日(火)	10月8日(木)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月14日(月)	9月29日(火)	9月30日(水)	10月9日(金)	10月9日(金)	11月8日(日)
9月15日(火)	9月30日(水)	10月1日(木)	10月12日(月)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月16日(水)	10月1日(木)	10月2日(金)	10月13日(火)	10月13日(火)	11月12日(木)
9月17日(木)	10月2日(金)	10月5日(月)	10月14日(水)	10月14日(水)	11月13日(金)
9月18日(金)	10月5日(月)	10月6日(火)	10月15日(木)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月19日(土)	10月5日(月)	10月6日(火)	10月15日(木)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月20日(日)	10月5日(月)	10月6日(火)	10月15日(木)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月21日(月)	10月6日(火)	10月7日(水)	10月16日(金)	10月16日(金)	11月15日(日)
9月22日(火)	10月7日(水)	10月8日(木)	10月19日(月)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月23日(水)	10月8日(木)	10月9日(金)	10月20日(火)	10月20日(火)	11月19日(木)
9月24日(木)	10月9日(金)	10月12日(月)	10月21日(水)	10月21日(水)	11月20日(金)
9月25日(金)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月22日(木)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月26日(土)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月22日(木)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月27日(日)	10月12日(月)	10月13日(火)	10月22日(木)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月28日(月)	10月13日(火)	10月14日(水)	10月23日(金)	10月23日(金)	11月22日(日)
9月29日(火)	10月14日(水)	10月15日(木)	10月26日(月)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月30日(水)	10月15日(木)	10月16日(金)	10月27日(火)	10月27日(火)	11月26日(木)

令和2年度答申要旨の公示日別最短期間発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定期間発効とする必要がある。

令和2年9月

15日	3営業日	7営業日	30日	発効
答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官総 持込	官報 公示	
9月1日(火)	9月16日(水)	9月23日(水)	10月2日(金)	11月1日(日)
9月2日(水)	9月17日(木)	9月24日(木)	10月5日(月)	11月4日(水)
9月3日(木)	9月18日(金)	9月25日(金)	10月6日(火)	11月5日(木)
9月4日(金)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月5日(土)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月6日(日)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月7日(月)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月8日(火)	9月23日(水)	9月28日(月)	10月7日(水)	11月6日(金)
9月9日(水)	9月24日(木)	9月29日(火)	10月8日(木)	11月7日(土)
9月10日(木)	9月25日(金)	9月30日(水)	10月9日(金)	11月8日(日)
9月11日(金)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月12日(土)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月13日(日)	9月28日(月)	10月1日(木)	10月12日(月)	11月11日(水)
9月14日(月)	9月29日(火)	10月2日(金)	10月13日(火)	11月12日(木)
9月15日(火)	9月30日(水)	10月5日(月)	10月14日(水)	11月13日(金)
9月16日(水)	10月1日(木)	10月6日(火)	10月15日(木)	11月14日(土)
9月17日(木)	10月2日(金)	10月7日(水)	10月16日(金)	11月15日(日)
9月18日(金)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月19日(土)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月20日(日)	10月5日(月)	10月8日(木)	10月19日(月)	11月18日(水)
9月21日(月)	10月6日(火)	10月9日(金)	10月20日(火)	11月19日(木)
9月22日(火)	10月7日(水)	10月12日(月)	10月21日(水)	11月20日(金)
9月23日(水)	10月8日(木)	10月13日(火)	10月22日(木)	11月21日(土)
9月24日(木)	10月9日(金)	10月14日(水)	10月23日(金)	11月22日(日)
9月25日(金)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月26日(土)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月27日(日)	10月12日(月)	10月15日(木)	10月26日(月)	11月25日(水)
9月28日(月)	10月13日(火)	10月16日(金)	10月27日(火)	11月26日(木)
9月29日(火)	10月14日(水)	10月19日(月)	10月28日(水)	11月27日(金)
9月30日(水)	10月15日(木)	10月20日(火)	10月29日(木)	11月28日(土)

令和2年10月

15日	3営業日	7営業日	30日	発効
答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官総 持込	官報 公示	
10月1日(木)	10月16日(金)	10月21日(水)	10月30日(金)	11月29日(日)
10月2日(金)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月3日(土)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月4日(日)	10月19日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	12月2日(水)
10月5日(月)	10月20日(火)	10月23日(金)	11月4日(水)	12月4日(金)
10月6日(火)	10月21日(水)	10月26日(月)	11月5日(木)	12月5日(土)
10月7日(水)	10月22日(木)	10月27日(火)	11月6日(金)	12月6日(日)
10月8日(木)	10月23日(金)	10月28日(水)	11月9日(月)	12月9日(水)
10月9日(金)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月10日(土)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月11日(日)	10月26日(月)	10月29日(木)	11月10日(火)	12月10日(木)
10月12日(月)	10月27日(火)	10月30日(金)	11月11日(水)	12月11日(金)
10月13日(火)	10月28日(水)	11月2日(月)	11月12日(木)	12月12日(土)
10月14日(水)	10月29日(木)	11月4日(水)	11月13日(金)	12月13日(日)
10月15日(木)	10月30日(金)	11月5日(木)	11月16日(月)	12月16日(水)
10月16日(金)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月17日(土)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月18日(日)	11月2日(月)	11月6日(金)	11月17日(火)	12月17日(木)
10月19日(月)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月20日(火)	11月4日(水)	11月9日(月)	11月18日(水)	12月18日(金)
10月21日(水)	11月5日(木)	11月10日(火)	11月19日(木)	12月19日(土)
10月22日(木)	11月6日(金)	11月11日(水)	11月20日(金)	12月20日(日)
10月23日(金)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月24日(土)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月25日(日)	11月9日(月)	11月12日(木)	11月24日(火)	12月24日(木)
10月26日(月)	11月10日(火)	11月13日(金)	11月25日(水)	12月25日(金)
10月27日(火)	11月11日(水)	11月16日(月)	11月26日(木)	12月26日(土)
10月28日(水)	11月12日(木)	11月17日(火)	11月27日(金)	12月27日(日)
10月29日(木)	11月13日(金)	11月18日(水)	11月30日(月)	12月30日(水)
10月30日(金)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)
10月31日(土)	11月16日(月)	11月19日(木)	12月1日(火)	12月31日(木)

令和2年11月

15日 →	15日 ←	3営業日		7営業日 →	30日 →	発効
		異議申出 締切	官報 公示			
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (木)	11月19日 (木)	12月1日 (火)	12月31日 (木)	
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	1月1日 (金)	
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月24日 (火)	11月24日 (火)	12月3日 (木)	1月2日 (土)	
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月25日 (水)	11月25日 (水)	12月4日 (金)	1月3日 (日)	
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月26日 (木)	11月26日 (木)	12月7日 (月)	1月6日 (水)	
11月6日 (金)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (木)	
11月7日 (土)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月9日 (水)	1月7日 (木)	
11月8日 (日)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月10日 (木)	1月7日 (木)	
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	11月27日 (金)	12月11日 (金)	1月8日 (金)	
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月30日 (月)	11月30日 (月)	12月10日 (木)	1月9日 (土)	
11月11日 (水)	11月26日 (木)	12月1日 (火)	12月1日 (火)	12月11日 (金)	1月10日 (日)	
11月12日 (木)	11月27日 (金)	12月2日 (水)	12月2日 (水)	12月12日 (土)	1月10日 (日)	
11月13日 (金)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	
11月14日 (土)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (水)	
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月3日 (木)	12月15日 (火)	1月14日 (木)	
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月4日 (金)	12月16日 (水)	1月15日 (金)	
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月7日 (月)	12月7日 (月)	12月16日 (水)	1月15日 (金)	
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月8日 (火)	12月8日 (火)	12月17日 (木)	1月16日 (土)	
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月9日 (水)	12月9日 (水)	12月18日 (金)	1月17日 (日)	
11月20日 (金)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	
11月21日 (土)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	
11月22日 (日)	12月7日 (月)	12月10日 (木)	12月10日 (木)	12月22日 (火)	1月21日 (木)	
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月11日 (金)	12月11日 (金)	12月22日 (火)	1月21日 (木)	
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月14日 (月)	12月14日 (月)	12月23日 (水)	1月22日 (金)	
11月25日 (水)	12月10日 (木)	12月15日 (火)	12月15日 (火)	12月24日 (木)	1月23日 (土)	
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月16日 (水)	12月16日 (水)	12月25日 (金)	1月24日 (日)	
11月27日 (金)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	
11月28日 (土)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月28日 (月)	1月27日 (水)	
11月29日 (日)	12月14日 (月)	12月17日 (木)	12月17日 (木)	12月29日 (火)	1月28日 (木)	
11月30日 (月)	12月15日 (火)	12月18日 (金)	12月18日 (金)	1月4日 (月)	2月3日 (水)	

令和2年12月

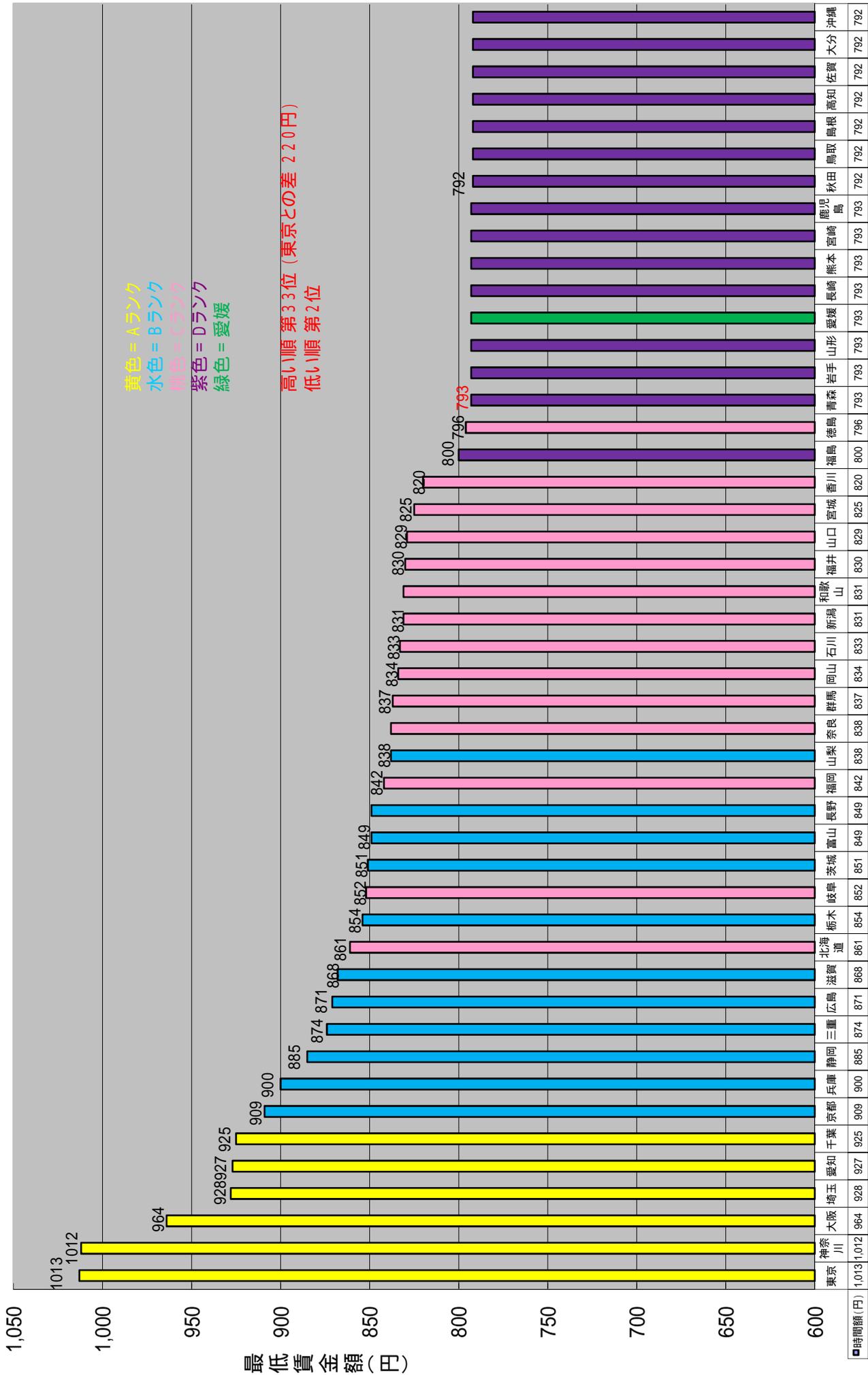
15日 →	15日 ←	3営業日		7営業日 →	30日 →	発効
		異議申出 締切	官報 公示			
12月1日 (火)	12月16日 (水)	12月21日 (月)	12月21日 (月)	1月5日 (火)	2月4日 (木)	
12月2日 (水)	12月17日 (木)	12月22日 (火)	12月22日 (火)	1月6日 (水)	2月5日 (金)	
12月3日 (木)	12月18日 (金)	12月23日 (水)	12月23日 (水)	1月7日 (木)	2月6日 (土)	
12月4日 (金)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	
12月5日 (土)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	
12月6日 (日)	12月21日 (月)	12月24日 (木)	12月24日 (木)	1月8日 (金)	2月7日 (日)	
12月7日 (月)	12月22日 (火)	12月25日 (金)	12月25日 (金)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	
12月8日 (火)	12月23日 (水)	12月28日 (月)	12月28日 (月)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	
12月9日 (水)	12月24日 (木)	1月4日 (月)	1月4日 (月)	1月14日 (木)	2月13日 (土)	
12月10日 (木)	12月25日 (金)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月15日 (金)	2月14日 (日)	
12月11日 (金)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	
12月12日 (土)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	
12月13日 (日)	12月28日 (月)	1月6日 (水)	1月6日 (水)	1月18日 (月)	2月17日 (水)	
12月14日 (月)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月15日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月16日 (水)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月17日 (木)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月18日 (金)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月19日 (土)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月20日 (日)	1月4日 (月)	1月7日 (木)	1月7日 (木)	1月19日 (火)	2月18日 (木)	
12月21日 (月)	1月5日 (火)	1月8日 (金)	1月8日 (金)	1月20日 (水)	2月19日 (金)	
12月22日 (火)	1月6日 (水)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月21日 (木)	2月20日 (土)	
12月23日 (水)	1月7日 (木)	1月13日 (金)	1月13日 (金)	1月22日 (金)	2月21日 (日)	
12月24日 (木)	1月8日 (金)	1月14日 (月)	1月14日 (月)	1月25日 (月)	2月24日 (水)	
12月25日 (金)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	
12月26日 (土)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	
12月27日 (日)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	
12月28日 (月)	1月12日 (火)	1月15日 (金)	1月15日 (金)	1月26日 (火)	2月25日 (木)	
12月29日 (火)	1月13日 (水)	1月18日 (月)	1月18日 (月)	1月27日 (水)	2月26日 (金)	
12月30日 (水)	1月14日 (木)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	1月28日 (木)	2月27日 (土)	
12月31日 (木)	1月15日 (金)	1月20日 (水)	1月20日 (水)	2月1日 (月)	3月3日 (水)	

全国の地域別最低賃金一覧表(金額順)

(単位:円)

都道府県名	時間額(円)	令和元年審議における 引上げ額(円)	発効予定年月日
東 京	1,013	0	-
神 奈 川	1,012	1	2020年 10月1日
大 阪	964	0	-
埼 玉	928	2	2020年 10月1日
愛 知	927	1	2020年 10月1日
千 葉	925	2	2020年 10月1日
京 都	909	0	-
兵 庫	900	1	2020年 10月1日
静 岡	885	0	-
三 重	874	1	2020年 10月1日
広 島	871	0	-
滋 賀	868	2	2020年 10月1日
北 海 道	861	0	-
栃 木	854	1	2020年 10月1日
岐 阜	852	1	2020年 10月1日
茨 城	851	2	2020年 10月1日
富 山	849	1	2020年 10月1日
長 野	849	1	2020年 10月1日
福 岡	842	1	2020年 10月1日
山 梨	838	1	2020年 10月8日
奈 良	838	1	2020年 10月1日
群 馬	837	2	2020年 10月3日
岡 山	834	1	2020年 10月1日
石 川	833	1	2020年 10月7日
新 潟	831	1	2020年 10月1日
和 歌 山	831	1	2020年 10月1日
福 井	830	1	2020年 10月2日
山 口	829	0	-
宮 城	825	1	2020年 10月1日
香 川	820	2	2020年 10月1日
福 島	800	2	2020年 10月2日
徳 島	796	3	2020年 10月3日
青 森	793	3	2020年 10月3日
岩 手	793	3	2020年 10月3日
山 形	793	3	2020年 10月3日
愛 媛	793	3	2020年 10月3日
長 崎	793	3	2020年 10月3日
熊 本	793	3	2020年 10月1日
宮 崎	793	3	2020年 10月3日
鹿 児 島	793	3	2020年 10月3日
秋 田	792	2	2020年 10月1日
鳥 取	792	2	2020年 10月2日
島 根	792	2	2020年 10月1日
高 知	792	2	2020年 10月3日
佐 賀	792	2	2020年 10月2日
大 分	792	2	2020年 10月1日
沖 縄	792	2	2020年 10月3日
全国加重平均	902	1	-

全国の地域別最低賃金時間額グラフ (令和2年審議後)



2 特定最低賃金（令和2年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

(単位：円)

項目		食料品・飲料製造業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
北海道	892	—		R 1.12. 6
千葉県	889	—		H29.12.25
香川県	819	—		R 1.12.15
宮崎県	678	—		H26.12.26
沖縄県	683	—	畜産食料品製造業	H25.12.11
沖縄県	769	—	糖類製造業	H30.11.25
沖縄県	686	—	清涼飲料、酒類製造業	H25.11.23

項目		塗料製造業		
都道府県名	時間額	日額		発効日
栃木県	963	—		R 1.12.31
神奈川県	894	—		H27. 3. 1
大阪府	970	—		R 1.12. 1
兵庫県	970	—		R 1.12. 1

項目		ゴム製品製造業		
都道府県名	時間額	日額		発効日
静岡県	897	—		R 1.12.21

項目		繊維工業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
石川県	782	—		H29.12.31
福井県	830	—	化学繊維を含む	R 1.12.24
愛知県	732	—		H20.12.16
滋賀県	789	—	注1	H28.12.30
兵庫県	800	—		H28. 3. 1

項目		窯業・土石製品製造業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
三重県	900	—		R 1.12.21
滋賀県	922	—		R 1.12.29
岡山県	924	—		R 1.12.19
佐賀県	791	—		R 1.12. 7

項目		造作材・合板・建築用組立材料製造業		
都道府県名	時間額	日額		発効日
徳島県	873	—		R 1.12.21

項目		パルプ・紙・紙加工品製造業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
静岡県	786	—		H27.12.31
愛媛県	921	—		R 1.12.25

項目		印刷・同関連産業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
長野県	850	—		R 1.12.31
京都府	765	—		H22.12.18

項目		鉄鋼業関係		
都道府県名	時間額	日額		発効日
北海道	967	—		R 1.12. 1
青森県	900	—		R 1.12.21
岩手県	850	—	金属製品を含む	R 1.12.28
宮城県	923	—		R 1.12.15
茨城県	943	—		R 1.12.31
群馬県	919	—		R 1.12.28
千葉県	993	—		R 1.12.25
東京都	871	—		H26. 3.23
神奈川県	874	—		H26. 3.15
愛知県	975	—		R 1.12.16
三重県	739	5,907		H10.12.15
大阪府	966	—		R 1.12. 1
兵庫県	963	—		R 1.12. 1
和歌山県	948	—		R 1.12.30
島根県	914	—		R 1.12. 1
岡山県	962	—		R 1.12.14
広島県	969	—		R 1.12.31
山口県	966	—	非鉄金属を含む	R 1.12.15
福岡県	975	—		R 1.12.10
大分県	947	—		R 1.12.25

都道府県名	項目 非鉄金属製造業関係			発効日
	時間額	日額		
秋田	891	—		R 1.12.25
福島	865	—		R 1.12.28
埼玉	944	—		R 1.12. 1
神奈川	821	—		H22.12.20
富山	781	—		H27.12.26
静岡	935	—	鉄鋼を含む	R 1.12.21
三重	920	—		R 1.12.21
大阪	965	—		R 1.12. 1
大分	907	—		R 1.12.25

都道府県名	項目 精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係			発効日
	時間額	日額		
岩手	827	—		R 1.12.28
福島	867	—		R 1.12.14
栃木	909	—		R 1.12.31
埼玉	959	—		R 1.12. 1
千葉	887	—		H29.12.25
愛知	875	—		H29.12.16
兵庫	901	—		R 1.12. 1

都道府県名	項目 金属製品製造業関係			発効日
	時間額	日額		
石川	763	6,102	注2	H11.12.26
三重	843	—		H27.12.20
京都	933	—		R 1.12.22
広島	922	—		R 1.12.31

都道府県名	項目 一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係			発効日
	時間額	日額		
山形	859	—		R 1.12.25
茨城	905	—	注3	R 1.12.31
栃木	910	—		R 1.12.31
群馬	908	—		R 1.12.28
千葉	922	—		H30.12.25
東京	832	—		H22.12.31
神奈川	857	—		H25. 3. 1
石川	920	—	金属製品、電気機器を含む	R 1.12.31
福井	874	—		R 1.12.24
長野	903	—	輸送用機器を含む	R 1.11.27
愛知	947	—		R 1.12.16
三重	762	—		H15.12.15
滋賀	930	—		R 1.12.29
京都	822	—		H20.12.21
大阪	967	—	金属製品、輸送用機器を含む	R 1.12. 1
兵庫	942	—		R 1.12. 1
奈良	897	—		R 1.12.25
島根	894	—		R 1.12. 1
岡山	934	—		R 1.12.27
広島	934	—		R 1.12.31
徳島	925	—		R 1.12.21
香川	940	—		R 1.12.15
愛媛	927	—		R 1.12.25
佐賀	867	—		R 1.12.29
長崎	875	—		R 1.12. 7

項目 都道府県名	電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係		
	時間額	日額	発効日
北海道	894	—	R 1.12. 1
青森	829	—	R 1.12.21
岩手	818	—	R 1.12.28
宮城	862	—	R 1.12.15
秋田	833	—	R 1.12.25
山形	843	—	R 1.12.25
福島	833	—	R 1.12.22
茨城	901	— 精密機器を含む	R 1.12.31
栃木	910	—	R 1.12.31
群馬	908	—	R 1.12.28
埼玉	951	—	R 1.12. 1
千葉	951	—	R 1.12.25
東京	829	— 精密機器を含む	H22.12.31
神奈川	890	—	H27. 3. 1
新潟	908	—	R 1.12.31
富山	849	—	R 1.12.19
石川	868	—	R 1.12.31
福井	857	—	R 1.12.24
山梨	913	—	R 2. 1.12
長野	892	— 精密機器を含む	R 1.11.27
岐阜	886	—	R 1.12.21
静岡	919	—	R 1.12.21
愛知	901	—	H30.12.16
三重	905	—	R 1.12.21
滋賀	914	— 精密機器を含む	R 1.12.29
京都	936	—	R 1.12.22
大阪	965	—	R 1.12. 1
兵庫	900	—	R 1.12. 1
奈良	882	—	R 1.12.25
鳥取	807	—	R 1.12.28
島根	822	—	R 1.11.28
岡山	878	—	R 1.12.25
広島	895	—	R 1.12.31
山口	892	—	R 1.12.15
徳島	885	—	R 1.12.21
香川	883	—	R 1.12.15
愛媛	892	—	R 1.12.25
高知	793	—	R 1.12.29
福岡	926	—	R 1.12.10
佐賀	836	—	R 1.12.22
長崎	833	—	R 1.12.27
熊本	832	—	R 1.12.15
大分	832	—	R 1.12.25
宮崎	800	—	R 1.12.27
鹿児島	812	—	R 1.12.19

項目 都道府県名	輸送用機械器具製造業関係		
	時間額	日額	発効日
北海道	887	—	注4 R 1.12. 1
秋田	873	—	自動車・同附属品 R 1.12.25
山形	858	—	自動車・同附属品 R 1.12.25
福島	869	—	R 1.12.15
栃木	917	—	自動車・同附属品 R 1.12.31
群馬	908	—	建設機械を含む R 1.12.28
埼玉	961	—	R 1.12. 1
東京	838	—	H24. 2.18
神奈川	855	—	建設機械を含む H25. 3. 1
富山	907	—	注5 R 1.12.11
石川	920	—	R 1.12.31
山梨	918	—	自動車・同附属品 R 1.12.12
岐阜	930	—	自動車・同附属品 R 1.12.21
岐阜	970	—	航空機・同附属品 R 1.12.21
静岡	950	—	一般機械器具を含む R 1.12.21
愛知	955	—	建設機械を含む R 1.12.16
三重	941	—	建設機械を含む R 1.12.21
滋賀	934	—	R 1.12.29
京都	947	—	建設機械を含む R 1.12.22
大阪	969	—	自動車・同附属品 R 1.12. 1
兵庫	975	—	R 1.12. 1
島根	879	—	自動車・同附属品 R 1.11.29
岡山	921	—	自動車・同附属品 R 1.12.29
岡山	954	—	船舶製造・修理業・船用機関 R 1.12.18
広島	914	—	自動車・同附属品 R 1.12.31
広島	956	—	船舶製造・修理業・船用機関 R 1.12.31
山口	936	—	R 1.12.15
香川	953	—	船舶製造・修理業・船用機関 R 1.12.15
愛媛	935	—	船舶製造・修理業・船用機関 R 1.12.25
福岡	944	—	R 1.12.10
長崎	875	—	船舶製造・修理業・船用機関 R 1.11.29
熊本	884	—	R 1.12.15
大分	875	—	R 1.12.25

項目 都道府県名	新聞・出版業関係		
	時間額	日額	発効日
沖縄	835	—	新聞 R 1.11.16

項目		各種商品小売業			
都道府県名		時間額	日額		発効日
青森		821	—		R 1.12.21
岩手		767	—		H28.12.11
茨城		871	—		R 1.12.31
栃木		871	—		R 1.12.31
埼玉		849	—		H28.12. 1
千葉		848	—		H28.12.25
新潟		842	—		R 1.12.31
長野		855	—		R 1.12.31
静岡		886	—		R 1.12.21
愛知		847	—		H28.12.16
滋賀		840	—		H30.12.29
京都		910	—		R 1.12.22
兵庫		797	—		H28. 2. 1
鳥取		718	—		H28.12.17
岡山		880	—		R 1.12.25
広島		878	—		R 1.12.31
愛媛		806	—		R 1.12.25
大分		716	—		H28.12.25
宮崎		705	—		H27.12.24
沖縄		770	—		H30.11.23

項目		自動車小売業関係			
都道府県名		時間額	日額		発効日
青森		861	—		R 1.12.21
岩手		861	—		R 1.12.28
宮城		890	—		R 1.12.15
秋田		861	—	新車、自動車部分品・附属品を含む	R 1.12.25
福島		867	—		R 1.12.21
埼玉		957	—		R 1.12. 1
千葉		922	—	新車	H30.12.25
神奈川		842	—		H23.12.21
新潟		919	—	新車、自動車部分品・附属品を含む	R 1.12.19
富山		769	—	新車	H23. 1.20
愛知		941	—	新車	R 1.12.16
愛知		800	—	新車、自動車部分品・附属品を含む	H19.12.16
京都		911	—	新車	R 2. 1. 9
京都		741	5,926		H 9.12.21
大阪		965	—		R 1.12. 1
兵庫		901	—		R 1.12. 1
奈良		884	—		R 1.12.25
島根		865	—	新車	R 1.12. 1
広島		912	—		R 1.12.31
福岡		940	—	新車	R 1.12.10
大分		844	—	新車	R 1.12.25
宮崎		828	—	新車	R 1.12.28
鹿児島		844	—	新車	R 1.12.29
沖縄		770	—	新車	H30.11.18

項目		百貨店、総合スーパー			
都道府県名		時間額	日額		発効日
岩手		800	—		H30.12.28
富山		860	—		R 1.12. 5
石川		860	—		R 1.12.31
福井		810	—		H30.12.24
和歌山		850	—		R 1.12.30
島根		750	—		H29.11.22
山口		852	—		R 1.12.15
福岡		889	—		R 1.12.10
熊本		792	—		R 1.12.15
鹿児島		693	—		H26.12.26

項目		自動車整備業関係			
都道府県名		時間額	日額		発効日
山形		862	—		R 1.12.25

項目		一般貨物自動車運送業			
都道府県名		時間額	日額		発効日
高知		910	—		H19. 6. 2

- 注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業
 注2 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等、その他の金属製品製造業
 注3 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く
 注4 船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。）、船体ブロック製造業
 注5 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業

令和2年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%

4. 集計労働者 30,527 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和2年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和2年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和2年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔平成30年度分、令和元年度分〕

ホ 賃金改定状況〔令和2年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和2年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和2年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和元年6月分、令和2年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和元年6月分、令和2年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和2年調査の第1～4表及び参考2における当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

（参考）令和2年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和2年調査
産業	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>E－製造業 ： I－卸売業，小売業 ： M－宿泊業，飲食サービス業 ： P－医療，福祉 ： その他のサービス業^(※) ＝ 6：3：1：1：2</p> <p>(※) その他のサービス業とは、 L－学術研究，専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業，娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の3産業を合わせたもの。</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>日本標準産業分類の産業大分類に基づき、 E－製造業 I－卸売業，小売業 M－宿泊業，飲食サービス業 P－医療，福祉 L－学術研究，専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業，娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の7産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。</p>
事業所規模	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>事業所規模 1～9人：10～29人＝ E－製造業 2：1 I－卸売業，小売業 3：1 M－宿泊業，飲食サービス業 3：1 P－医療，福祉 3：1 その他のサービス業 3：1</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。</p>
地域	<p>○調査対象範囲</p> <p>各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。</p>	<p>○調査対象範囲</p> <p>すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。</p>

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業					
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所		
																	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	26.3	2.7	58.7	12.4	47.7	1.7	32.1	18.4	100.0	43.8	1.7	46.6	7.9
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	31.0	3.4	53.2	12.3	46.2	0.9	36.1	16.7	100.0	51.9	2.2	39.7	6.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	38.1	0.6	50.9	10.4	47.7	1.4	33.2	17.7	100.0	42.9	1.6	51.6	3.9
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	45.2	0.0	38.8	16.0	52.0	2.1	28.3	17.6	100.0	52.1	0.0	39.7	8.2
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	32.3	2.1	53.3	12.4	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8
R1年	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	45.8	1.1	41.2	12.0	56.0	1.5	28.3	14.3	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）					
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所		
																	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	31.7	1.4	42.0	24.8	52.6	1.4	30.3	15.7	100.0	39.7	1.7	44.5	14.2
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	21.9	1.4	42.3	34.4	56.3	1.1	30.7	11.9	100.0	48.2	1.2	36.4	14.2
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	34.6	0.0	54.4	10.9	61.2	3.0	22.2	13.6	100.0	39.7	1.5	47.3	11.5
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	34.1	0.0	52.4	13.4	61.5	2.5	25.5	10.5	100.0	39.8	1.7	46.7	11.8
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	30.7	0.9	46.4	22.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1
R1年	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(1.0)	(35.5)	(10.3)	62.3	0.0	24.6	13.2	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類され ないも の)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類され ないも の)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービ ス業 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類され ないも の)	
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-8.2	-13.6	-20.0	-28.2	-2.2	0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-5.0	-1.2	-33.0	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2	1.2	
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6	-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2	1.2	
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4	-7.9	-15.3	-15.3	-4.6	-2.1	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.5	1.3	1.3	
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1	
R 1 年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	1.1	(1.3)	

(注) 1 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービスマ業、娯楽業」及び「サービスマ業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービスマ業」として集計表に表章していた。
そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービスマ業」の数値を参考値として掲載している。
2 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50	1.2 %	2.5 %	3.5 %	0.46
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41	1.0	2.7	5.0	0.74
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41	1.2	2.1	3.0	0.43
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43	1.0	1.9	5.0	1.05
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54
R I 1 年	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46	1.0	1.9	4.8	1.00
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47	1.0	2.0	3.4	0.60
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47	1.3	2.7	3.7	0.44
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58
R I 1 年	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{中位数 (Q2)}}{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}} \times 1/2$

3 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業、娯楽業」及び「生活関連サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月	R1年	R2年 6月		
男	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,488	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
女	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
計	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
男	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
女	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9
R1年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.5	19.0	44.5	3.9	100.0	9.4	1.9	18.1	67.4	3.1
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	5.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4	100.0	4.4	4.2	26.7	59.8	4.9
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3	100.0	4.0	1.2	18.4	74.5	1.9
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	26.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0	100.0	12.1	1.3	32.7	50.2	3.7
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2
R 1 1 年	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0	100.0	17.8	3.2	14.4	61.4	3.3
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	5.6	100.0	18.9	3.1	9.4	62.5	6.1
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7	100.0	15.9	0.0	24.8	55.6	3.7
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9	100.0	14.7	0.0	21.7	58.0	5.5
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3
R 1 1 年	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	100.0	26.2	1.7	9.9	55.3	7.0	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

(注) 1 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定
 2 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

平成30年度	令和元年度
245.0	243.7



Press Release

令和2年8月14日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 川口 秀人

室長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

報道関係者 各位

令和2年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します

～賃上げ率は2.00%で昨年と比較して0.18ポイントの減～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和2年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社。

【集計結果】

平均妥結額は6,286円で、前年（6,790円）に比べ504円の減。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は2.00%で、前年（2.18%）に比べ0.18ポイントの減。

（第1表・第2表）

第1表 令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現 行 ベ ー ス	要 求 額	妥 結 額	賃 上 げ 率	(参考) 令和元年		
							社 数	妥 結 額	賃 上 げ 率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	24	35.9	326,412	9,515	7,206	2.21%	27	7,276	2.27%
2 食 料 品 ・ た ば こ	26	38.2	316,366	8,735	6,162	1.95%	30	6,535	2.06%
3 織 維	11	39.5	307,295	9,413	7,080	2.30%	11	7,460	2.44%
4 紙 ・ パ ル プ	4	42.2	305,274	4,261	5,226	1.71%	5	5,506	1.84%
5 化 学	32	38.8	346,317	9,629	7,482	2.16%	36	7,926	2.37%
6 ゴ ム 製 品	6	38.7	301,877	5,332	5,316	1.76%	8	5,585	1.91%
7 窯 業	5	36.6	302,186	7,601	5,906	1.95%	6	6,254	2.10%
8 鉄 鋼	15	35.3	296,438	6,223	3,816	1.29%	15	5,256	1.78%
9 非 鉄 金 属	8	40.0	303,921	6,024	5,389	1.77%	10	5,667	1.85%
10 機 械	20	38.7	310,623	8,621	6,870	2.21%	24	8,003	2.61%
11 電 気 機 器	10	40.3	324,755	9,595	6,620	2.04%	10	6,819	2.09%
12 造 船	8	37.1	324,922	8,923	6,877	2.12%	8	7,926	2.47%
13 精 密 機 器	5	39.4	334,857	10,172	7,068	2.11%	6	6,719	2.09%
14 自 動 車	30	38.3	330,848	9,115	7,302	2.21%	31	7,385	2.28%
15 そ の 他 製 造	7	39.6	301,457	10,008	6,431	2.13%	8	6,343	2.11%
16 電 力 ・ ガ ス	8	39.4	334,403	7,407	4,767	1.43%	13	4,943	1.61%
17 運 輸	6	42.1	288,257	10,897	4,337	1.50%	7	7,592	2.55%
18 卸 ・ 小 売	73	39.7	300,001	9,120	6,348	2.12%	65	6,176	2.05%
19 金 融 ・ 保 険	5	38.9	306,742	8,702	7,638	2.49%	4	6,404	2.00%
20 サ ー ビ ス	18	38.4	292,340	8,619	5,967	2.04%	17	7,292	2.47%
平 均	321	38.9	315,051	8,840	6,286	2.00%	341	6,790	2.18%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた304社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。

2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和				
40	29,635	3,150	10.6	0.16
41	32,095	3,403	10.6	0.12
42	35,037	4,371	12.5	0.07
43	38,800	5,296	13.6	0.07
44	43,339	6,865	15.8	0.07
45	49,503	9,166	18.5	0.06
46	57,459	9,727	16.9	0.07
47	66,243	10,138	15.3	0.08
48	75,446	15,159	20.1	0.05
49	88,209	28,981	32.9	0.07
50	116,783	15,279	13.1	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10
52	143,109	12,536	8.8	0.07
53	156,615	9,218	5.9	0.20
54	166,026	9,959	6.0	0.10
55	173,320	11,679	6.74	0.06
56	182,690	14,037	7.68	0.06
57	194,154	13,613	7.01	0.06
58	203,655	8,964	4.40	0.15
59	209,617	9,354	4.46	0.12
60	215,998	10,871	5.03	0.09
61	222,869	10,146	4.55	0.14
62	232,118	8,275	3.56	0.18
63	238,409	10,573	4.43	0.12
平成				
元	246,549	12,747	5.17	0.11
2	252,752	15,026	5.94	0.08
3	264,082	14,911	5.65	0.08
4	276,275	13,662	4.95	0.11
5	284,444	11,077	3.89	0.12

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
6	291,694	9,118	3.13	0.12
7	296,006	8,376	2.83	0.10
8	305,066	8,712	2.86	0.10
9	308,106	8,927	2.90	0.11
10	312,914	8,323	2.66	0.12
11	316,745	7,005	2.21	0.15
12	315,347	6,499	2.06	0.14
13	315,359	6,328	2.01	0.15
14	316,399	5,265	1.66	0.15
15	321,308	5,233	1.63	0.16
16	319,788	5,348	1.67	0.18
17	316,940	5,422	1.71	0.16
18	316,723	5,661	1.79	0.18
19	314,910	5,890	1.87	0.14
20	308,948	6,149	1.99	0.13
21	307,991	5,630	1.83	0.16
22	303,151	5,516	1.82	0.17
23	303,453	5,555	1.83	0.17
24	303,238	5,400	1.78	0.18
25	304,330	5,478	1.80	0.17
26	306,469	6,711	2.19	0.18
27	309,431	7,367	2.38	0.22
28	310,671	6,639	2.14	0.20
29	311,022	6,570	2.11	0.19
30	311,183	7,033	2.26	0.20
令和				
元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	315,051	6,286	2.00	0.20

(注)

- 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均)
平成16年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

- 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

愛媛の経済指標

1 生産・公共工事・住宅着工

		平成30年	令和元年	前年比(%)
1	鉱工業生産指数 <small>(2015年 =100)</small>	99.0	99.8	0.8
2	公共工事請負金額 (百万円)	153,832	184,910	20.2
3	新設住宅着工戸数 (戸)	7,178	7,756	8.1
4	建築着工床面積 <small>(非居住用)</small> (m ²)	542,622	522,300	-3.7

[2] は年度

2 消費・観光・物価

		平成30年	令和元年	前年比(%)
5	百貨店・スーパー販売額 (億円)	2,071	2,057	-0.7
6	コンビニエンスストア 商品販売額等(全国) (億円)	119,780	121,841	1.7
7	乗用車新規登録台数 (台)	25,273	24,664	-2.4
8	同 (軽自動車) (台)	20,177	20,138	-0.2
9	道後温泉旅館宿泊客数 (人)	787,308	762,533	-3.1
10	大口電力使用量 (百万kWh)			
11	消費者物価指数 <small>(2015年 =100)</small>	101.0	101.3	0.3

普通車・小型車の値

[10] は28年度以降データなし

=松山市

3 雇用・企業倒産

		平成30年	令和元年	前年比(%)
12	有効求人倍率 (倍)	1.61	1.64	1.9
13	新規求人数 (人)	142,744	141,412	-0.9
14	新規求職者数 (人)	59,430	56,926	-4.2
15	企業倒産件数 (件)	44	48	9.1
16	同 負債額 (百万円)	8,266	9,511	15.1

4 金融・貿易

		平成30年	令和元年	前年比(%)
17	銀行預金残高 (億円)	69,564	71,898	3.4
18	銀行貸出金残高 (億円)	58,614	61,492	4.9
19	貿易輸出額 (百万円)	678,789	692,147	2.0
20	貿易輸入額 (百万円)	1,023,155	960,718	-6.1

[17] [18] は各年末残高

(調査機関)

- 1 愛媛県統計課
- 2 西日本建設業保証
- 3 国土交通省
- 4 同上
- 5 四国経済産業局
- 6 経済産業省
- 7 四国運輸局
- 8 全国軽自動車協会連合会
- 9 道後温泉旅館協同組合
- 10 四国電力
- 11 総務省
- 12 愛媛労働局
- 13 同上
- 14 同上
- 15 東京商工リサーチ
- 16 同上
- 17 日本銀行
- 18 同上
- 19 神戸税関
- 20 同上

愛媛の経済指標(産別用追補)

1 愛媛県鉱工業指数(抜粋)

(平成27年平均 = 100)

年 月	鉱工業計		一般機械工業	電気機械工業	輸送機械工業	パルプ・紙・紙加工品工業
ウェイト	10,000.0	-	996.8	727.1	1,174.2	1,287.3
平成29年平均	102.1	-	110.0	104.0	91.0	103.0
平成30年平均	99.0	-	119.9	101.4	72.1	99.8
令和元年平均	99.9	-	122.8	81.2	93.1	96.4
令和2年 1月	99.5	102.4	119.6	85.0	98.0	91.8
2月	96.5	102.3	143.5	79.8	95.0	85.5
3月	108.3	101.7	151.8	95.2	106.3	97.9
4月	97.0	96.9	123.7	80.6	94.0	96.9
5月	87.8	91.7	127.0	70.5	72.3	82.1
速報 6月	96.1	93.6	200.9	51.6	75.8	82.1
前月比	-	2.1	1.4	32.3	7.1	1.8
前年同月比	8.1	-	33.2	40.7	17.4	18.9

1 は季節調整済指数である。

2 対前月増加率は季節調整済指数、年の数値及び対前年同月増加率は、原指数による。

3 全国の指数は、経済産業省「鉱工業指数」による。

4 愛媛県の指数計算において、国土交通省「造船造機統計調査」の調査票情報を利用している。

(調査機関:愛媛県統計課)

2 大型小売店売上高

(百貨店・スーパー)

(単位:百万円)経済産業省(愛媛県)

年 月	総 額	衣 料 品	身 回 品	飲食料品	家庭用品	食堂・喫茶	そ の 他
平成29年	208,374	28,295	10,729	131,421	12,013	1,317	24,600
平成30年	207,078	26,802	10,777	131,849	11,620	1,301	24,731
令和元年	205,710	25,613	10,810	131,414	11,674	1,278	24,921
令和2年 1月	17,309	2,398	1,082	10,713	963	103	2,051
2月	14,990	1,510	658	10,185	788	81	1,769
3月	17,065	1,617	778	11,733	973	62	1,902
4月	14,237	807	285	11,063	774	16	1,292
5月	15,754	1,154	418	11,718	945	19	1,499
速報 6月	17,848	1,969	931	11,914	1,106	50	1,879

(調査機関:愛媛県統計課)